

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 20 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 臨時福祉給付金担当課（室） 御中

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室

施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について

臨時福祉給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、児童福祉施設等に入所等している児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について、別添のとおり運用方針を定めましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体（P13 の別表を御参照ください。）におかれましては、施設職員等の関係者への周知について、特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省内の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉及び障害福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

（担当者連絡先）

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室
岡

TEL：03-5253-1111（内線）2156
FAX：03-3595-3534

施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理

第一 施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日（平成 28 年 1 月 1 日。以下同じ。）以降、以下の 1 から 6 までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者（平成 10 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）及び児童以外の基準日時点で満 20 歳に満たない者（平成 8 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）をいう。

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日時点で満 20 歳に満たない者にあつては、同法第 31 条第 2 項の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）
- 2 児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び 2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等へ入所をしている者を除き、児童以外の基準日時点で満 20 歳に満たない者にあつては、同法第 31 条第 2 項及び第 3 項の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の規定により障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 4 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 5 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- 6 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

第二 施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）の支給関係事務の特例

1 支給市区町村

施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）（以下「給付金」という。）については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所（委託、入院又は入居を含み、以下「入所等」という。）している施設等（別表の「施設種別等」欄に記載されている施設等をいう。以下同じ。）の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村（以下「施設所在市区町

村」という。)から支給する。

(ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、当該施設入所等児童等に係る給付金の代理申請を行った保護者に対し、当該給付金の支給が決定された場合には、当該給付金の支給市区町村は基準日時点で施設入所等児童等の住民票が所在する市区町村(以下「住民票所在市区町村」という。)から変更せず、保護者からの当該給付金の返還も求めない。)

なお、施設入所等児童等が施設等から退所(委託の解除、退院又は退居を含み、以下「退所等」という。)した場合は、当該施設入所等児童等に係る給付金については、原則どおり「住民票所在市区町村」が支給する。

(ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、施設入所等児童等本人又は代理申請を行った施設職員に対し、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定された場合には、当該給付金の支給市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該施設入所等児童等本人又は施設職員からの当該給付金の返還も求めない。)

2 保護者からの代理申請の取扱い

施設入所等児童等に係る給付金については、その保護者から代理申請(基準日時点で当該施設入所等児童等と同一の世帯に属する者としての代理申請又は親権に基づく代理申請をいう。)があった場合でも、当該保護者には支給せず、当該施設入所等児童等に支給することを原則とする。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所等した場合は、原則どおり、保護者からの代理申請も可能とする。

3 給付金の申請及び支給

(1) 給付金の申請

円滑な給付金の支給を確保する観点から、施設職員による代理申請を基本とする。ただし、児童自立生活援助事業における住居に入居する児童等及び施設入所等児童等本人による申請も妨げない。

なお、市区町村における給付金の審査に際して、施設入所等児童等であることが容易に判別できるよう、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、「臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱(例)について」(平成28年10月20日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡)においてお示しした様式第3号による申請書を用いて申請することを原則とする。

(2) 給付金の支給

施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの

場合にも、施設入所等児童等本人名義の口座に振り込むことを基本とする。

4 課税状況等の審査

(1) 基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合

基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合には、その保護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行う。

その際、施設等に入所等している児童等であることを踏まえ、給付金の申請時に、施設入所等児童等本人が給付金の支給要件の前提となる平成 28 年度臨時福祉給付金の支給要件に該当することを誓約し、給付金の支給後、平成 28 年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には当該給付金を返還することに同意した場合には、課税台帳等による課税状況の確認を省略して支給することとして差し支えないこととする。

(2) 基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合

基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合については、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など給付金の支給要件の前提となる平成 28 年度臨時福祉給付金の支給要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、上記(1)のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点における扶養関係に基づき、平成 28 年度臨時福祉給付金の支給要件の該当性について審査を行う。

この場合、施設入所等児童等が給付金を受給するためには、当該施設入所等児童等を扶養している保護者が課税されていないこと等が平成 28 年度臨時福祉給付金の支給要件に該当するための要件となるため、当該保護者の課税状況を確認する必要があるが、この確認について当該保護者の同意を得ることは、一般的には困難であると考えられる。

このため、施設入所等児童等本人について上記(1)の場合と同様の誓約、同意が得られる場合には、その保護者の課税状況の審査については、施設徴収金の階層区分や利用者負担上限月額区分の確認など可能な範囲で行い、当該保護者が課税されていることが明らかでなければ、給付金を支給することとして差し支えないこととする。

なお、上記の施設徴収金の階層区分等の確認は、「措置等自治体」（別表の「施設種別等」欄ごとに「措置等自治体」欄に定める自治体をいう。以下同じ。）が「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）の「徴収金階層区分等」欄を記載し、これを給付金の支給を行う「施設所在市区町村」が確認することにより行う。

5 児童等である親とその子がともに同一の施設等に入所等している場合の取扱い

基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合については、当該親子をともに施設入所等児童等として取り扱い、上記1から4までの特例を適用するが、給付金の審査に際しては、当該親子を扶養関係にあるものとみなし、当該「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」の課税状況により、当該親子に対する給付金の支給の可否を判断する。

なお、この取扱いの対象となる施設は、第一の3に規定する障害者支援施設等、4に規定する婦人保護施設及び6に規定する母子生活支援施設とする。

第三 自治体間の連絡調整に関する事務処理の流れ

1 概要

(1) 基本的な仕組み

施設入所等児童等については、「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことにより、第二に定める特例を適用する。

その際、

- ① 平成29年1月6日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国統一の連絡調整期間を設け、全国どこでも確実に第二に定める特例措置を適用するとともに、
- ② 平成29年1月7日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、自治体間の連絡調整を行うことにより、第二に定める特例措置を適用する。

(2) 平成29年1月6日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成29年1月6日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等（基準日の翌日以降に入所等し、平成29年1月6日までに退所等した児童等を除く。）については、全国統一の連絡調整期間（平成29年1月10日から1月31日まで）を設け、この間に自治体間の連絡調整を実施することにより、第二の1から5までに定める特例措置を適用する。

また、基準日時点で入所等しており、平成29年1月6日までに退所等した児童等にあつては、第二の4（1）及び5に定める特例措置を適用する。

具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 平成 29 年 1 月 6 日まで

「措置等自治体」の給付金担当課室は、平成 29 年 1 月 6 日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から受け、同日までに施設等の種別を問わず「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）に整理する。

なお、基準日時点で入所等しており、平成 29 年 1 月 6 日までに退所等した児童等にあつては、「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）の「施設入所等児童等」の「備考」欄に「20161231 退所等」（平成 28 年 12 月 31 日退所の場合）と記載すること。

② 平成 29 年 1 月 10 日から 1 月 31 日まで

「措置等自治体」は、①で整理した「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）により、施設入所等児童等に関する情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」に同時に提供する。

なお、「住民票所在市区町村」に情報を提供する際には、施設所在地に関する情報を削除することに留意が必要である。

③ 平成 29 年 2 月 1 日以降

ア) 「住民票所在市区町村」における事務処理の流れ

「住民票所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式 2）を作成する。

「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式 2）は、施設入所等児童等の保護者から当該施設入所等児童等に係る給付金の代理申請があつた場合でも、当該代理申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、当該保護者に給付金を支給しないために使用するものである。

イ) 「施設所在市区町村」における事務処理の流れ

「施設所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）を作成する。

「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）は、施設入所等児童等に係る給付金の支給申請があつた場合に、当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、親権者である保護者からの代理申請である場合には給付金を支給しない一方、施設職員による代理申請又は本人による申請である場合には給付金を支給するために使用するものである。

なお、第二の 4 で記載しているとおり、施設入所等児童等の入所等の時期が基準日以前であるか基準日の翌日以降であるかによって、給付金の審査事務が異なることとなるため、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）については、

A：基準日時点で入所等している施設入所等児童等

B：基準日の翌日以降に入所等した施設入所等児童等を判別できるように管理する。

（3）平成 29 年 1 月 7 日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成 29 年 1 月 7 日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、遅滞なく（2）に準じた連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二に定める特例措置を適用する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の給付金担当課室は、平成 29 年 1 月 7 日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から随時受け、当該児童等に係る給付金の支給決定の状況について「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）により「住民票所在市区町村」に随時照会する。

（なお、照会に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。）

照会を受けた「住民票所在市区町村」は、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る給付金をその保護者が代理申請し、当該保護者に対する当該給付金の支給が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該給付金の支給市区町村の変更は行わず、当該保護者からの当該給付金の返還も求めない。

他方、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る給付金について、その保護者からの代理申請による支給が決定されていない場合には、「住民票所在市区町村」は、保護者からの代理申請に対する給付金の支給を停止する処理（以下「支給停止処理」という。）を行うとともに、支給停止処理を行った旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の給付金担当課室は、①の照会の結果（支給停止処理が行われたか否か）を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式 3）により「施設所在市区町村」に連絡する。

この連絡を受けた「施設所在市区町村」は、「住民票所在市区町村」において支給停止処理が行われた施設入所等児童等について、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）に収載する。

（４）施設等を退所等した児童等に関する自治体間の連絡調整

「措置等自治体」は、情報整理期間（連絡調整期間（平成 29 年 1 月 6 日から 1 月 31 日まで）の前に、措置等自治体において施設入所等児童等に係る情報を整理する期間をいう。以下同じ。）経過後（平成 29 年 1 月 7 日以降）に施設入所等児童等が退所等した場合には、随時、遅滞なく連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二の 1 から 3 まで及び 4（２）に定める特例措置を解除する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の給付金担当課室は、情報整理期間経過後に退所等した施設入所等児童等に係る情報の提供を担当課室から随時受け、当該児童等の給付金の支給決定の状況について「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により「施設所在市区町村」に随時照会する。

照会を受けた「施設所在市区町村」は、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る給付金の支給申請がされ、既に当該児童等に対する当該給付金の支給が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該給付金の支給市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該児童等からの当該給付金の返還も求めない。

他方、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る給付金の支給が決定されていない場合には、「施設所在市区町村」は、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）から削除扱いとするとともに、支給が決定されていない旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の給付金担当課室は、①の照会の結果（支給が決定されたか否か）を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）に

より「住民票所在市区町村」に連絡する。

（なお、連絡に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。）

この連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、「施設所在市区町村」において給付金の支給が決定されていない施設入所等児童等について、「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

（5）施設名を情報提供する際の留意事項

事務の便宜を図るため、施設名を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）及び「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）中「施設所在地」の「市区町村名」欄に記載すること等により「施設所在市区町村」に当該施設名の情報を提供することも可能とするが、この場合、施設入所等児童等に係る情報等を給付金支給業務のために利用すること及び給付金担当課室に提供することについて、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。（この場合も当該施設名の情報は「住民票所在市区町村」には提供しないこと。）

2 詳細

（1）入所等したとき

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合）

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）に整理する。
- ② 「措置等自治体」は、①の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）から施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に送付する。
- ③ 「住民票所在市区町村」は、②の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）が到達した時点で、施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定されていない場合には、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給停止処理を講じる。
- ④ 「住民票所在市区町村」は、③において支給停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）に支給停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」に送付する。

⑤ ③において「住民票所在市区町村」が支給停止処理を講じたか否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「施設所在市区町村」に情報提供する。

⑥ ⑤を受けた「施設所在市区町村」は、③において支給停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

＜平成 29 年 1 月 6 日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する取扱い＞

1 に記載したとおり、平成 29 年 1 月 6 日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国の自治体で給付金の支給が開始される前に自治体間の連絡調整が行われ、確実に支給停止処理が講じられることから、上記の「措置等自治体」による②及び⑤の連絡は同時に行うとともに、「住民票所在市区町村」による④の支給停止処理の結果の送付も不要とする。

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)

① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等を把握した時点で、施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定されていない場合には、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給停止処理を講じる。

② 「措置等自治体」は、①において支給停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に支給停止処理の結果を記入し、「施設所在市区町村」に情報提供する。

③ ②を受けた「施設所在市区町村」は、①において支給停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

(2) 退所等したとき

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合)

① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成 29 年 1 月 7 日以降）に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により、退所等した施設入所等児童等に係る給付金が既に支給決定されていないか照会する。

② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式 1）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る給付金が既に支給決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）に記載し、「措置等自治体」に送付する。

③ 「措置等自治体」は、②で送付を受けた施設入所等児童等に係る給付金の支給決定に関する状況を、施設所在地に関する情報を削除した「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により「住民票所在市区町村」に対して連絡する。

④ 施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合、③の連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る情報を「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式 2）から削除扱いとする。

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)

① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成 29 年 1 月 7 日以降）に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式 4）により、退所等した施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定されていないか照会する。

② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る

給付金が支給決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式１）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式１）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式４）に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る給付金が既に支給決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式４）に記載し、「措置等自治体」に送付する。

- ③ 施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合、②の提供を受けた「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式２）から削除扱いとする。

第四 個人情報保護に関する考え方

上記の施設入所等児童等に関する個人情報の取扱いについては、当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市区町村及び都道府県の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。

別表

施設種別ごとの措置等自治体

	施設種別等	措置等自治体
1	第一の１に規定する小規模住居型児童養育事業、里親 第一の２に規定する障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 第一の５に規定する児童自立生活援助事業	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
2	第一の３に規定する障害者支援施設等	児童の入所前の居住地の市区町村
3	第一の４に規定する婦人保護施設	都道府県
4	第一の６に規定する母子生活支援施設	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

※ 「措置等自治体」とは、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体をいう。

別紙様式1

施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)

[illegible]

本リストは、別紙様式3及び別紙様式4の情報を集約することで作成する。

「支給停止処理結果等」……住民票所在市区町村において、支給停止処理を行った場合は「1」を、既に支給決定通知されたことにより支給停止処理が行えなかった場合及び支給対象ではないために支給停止処理が行えない場合は「2」を記入
「徴収金階層区分等」…「区分」欄が「B」である施設入所等児童等については、施設利用に係る徴収金の階層区分や利用者負担上限月額区分が市町村民税非課税世帯に適用されるものである場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する
また、「区分」欄が「A」である施設入所等児童等については、「N」を記入する。

別紙様式2

支給先管理リスト(住民票所在市区町村)

[illegible]

本リストは、別紙様式3及び別紙様式4の情報を集約することで作成する。

住民票所在市町村に対しては、削除して送付すること

施設入所等児童等連絡票(入所等)

[illegible]

【記載要領】

「団体コード」……………全国地方公共団体コードを記入する。

「措置等自治体管理番号」…………措置等自治体において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。

「施設所在市区町村管理番号」…………施設所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。

「住民票所在市区町村管理番号」……………住民票所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。

「氏名(漢字)」……施設入所等児童等の氏名を漢字で記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。

「氏名(カタカナ)」……………施設入所等児童等の氏名を全角カタカナで記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。

「性別」……施設入所等児童等の性別について、男性の場合は「1」を、女性の場合は「2」を記入する。

「生年月日」……施設入所等児童等の生年月日を西暦表記で記入する。

例)平成28年1月1日の場合は、「20160101」と記入。

「入所等年月日」………施設入所等児童等に係る委託、入所及び入院の措置、又は契約の年月日を西暦表記で記入する。

例)平成28年1月1日の場合は、「20160101」と記入。

「区分」………「入所等年月日」の日付が基準日(平成28年1月1日)以前である場合は「A」、「入所等年月日」の日付が平成28年1月2日以降である場合は「B」を記入する。

「子である児童」……基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合について、「その子である児童」の同欄に「児童等である父」

「措置等自治体管理番号」欄の番号を記載することで、親子関係を確認する。

「支給停止処理結果等」……………住民票所在市区町村において、支給停止処理を行った場合は「1」を、既に支給決定通知されたことにより支給停止処理が行えなかった場合及び支給対象ではないために支給停止処理が行えない場合は「2」

「徴収金階層区分等」…「区分」欄が「B」である施設入所等児童等については、施設利用に係る徴収金の階層区分や利用者負担上限月額の区分が市町村民税非課税世帯に適用されるものである場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記す。

また、「区分」欄が「A」である施設入所等児童等については、「N」を記入する。

住民票所在市町村に対しては、削除して送付すること

備考欄に「(西暦日付)退所等」と記入する

[illegible]

「施設入所等児童等」欄の「備考」欄以外は、別紙様式3の情報を転記する。

「施設入所等児童等」欄の「備考」欄………「(退所等の年月日(西暦))退所等」と記入する。

例) 2016(平成28)年3月1日に退所等した場合は、「20160301退所等」と記入する。

「通信欄」の「備考」欄……………施設所在市区町村において、施設入所等児童等の給付金を支給決定している場合には「支給決定済」と記載し、支給決定していない場合は「支給未決定」と記入する。

施設入所等児童等に係る連絡調整・支給申請の関係団体間の事務処理の流れ

連絡調整の類型	
I-(1)	施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ (情報整理期間中(平成29年1月6日まで)に入所等した場合)
I-(2)	施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ (情報整理期間以降(平成29年1月7日以降)に入所等した場合)
I-(3)	施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ (I-(1)のうち情報整理期間中(平成29年1月6日まで)に退所等した場合)
II	施設入所等児童等が退所等した際の連絡の流れ (情報整理期間以降(平成29年1月7日以降)に退所等した場合)
III	基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合の課税 状況の確認に係る連絡の流れ

I-(1) 施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ
(情報整理期間中(平成29年1月6日まで)に入所等した場合)

①措置等自治体

「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。

その際、平成29年1月6日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、確実に支給停止処理が講じられることから、「措置等自治体」は「支給停止処理結果」欄に、支給停止処理を講じた旨記入する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区 町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番 号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考
11A			1	112224A	A-1市			112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			2	112224A	A-1市			112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			3	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	19990101	20131010	A			1	N	
11A			4	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20130101	20131010	A	3		1	N	
11A			5	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20131010	A			1	N	
11A			6	112224A	A-1市			112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140110	B			1	N	
11A			7	112224A	A-1市			112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140201	B			1	2	

「区分」欄……「入所等年月日」の日付が基準日(平成28年1月1日)以前である場合は「A」、「入所等年月日」の日付が平成28年1月2日以降である場合は「B」を記入する。

「子である児童」……基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合について、「その子である児童」の「子である児童」欄に、「児童等である父又は母」の「措置等自治体管理番号」欄の番号を記載することで、親子関係を確

「徴収金階層区分等」……「区分」欄が「A」である施設入所等児童等については、「N」を記入する。

②措置等自治体→住民票所在市区町村

「措置等自治体」は、送付先となる「住民票所在市区町村」ごとに別紙様式3を整理し、**「施設所在地」欄を削除して**、それぞれメールで送付する。

「施設所在地」欄を削除

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等										通信欄	
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番 号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考	
11A			1	112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N		
11A			2	112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N		

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等										通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考		
11A			3	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	19990101	20131010	A			1	N			
11A			4	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20130101	20131010	A	3		1	N			
11A			5	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20131010	A			1	N			

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等										通信欄	
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番 号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考	
11A			6	112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20130110	B			1	2		
11A			7	112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140201	B			1	2		



③住民票所在市区町村

②の送付を受けた「住民票所在市区町村」は、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給停止処理を講じ、支給先管理リストに収載する。

支給先管理リスト(住民票所在市区町村)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番 号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考	
11A			1	112020A	A-2市		1	〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N		
11A			2	112020A	A-2市		2	〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N		

②'措置等自治体→施設所在市区町村

「措置等自治体」は、送付先となる「施設所在市区町村」ごとに別紙様式3を整理し、それぞれメールで送付する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区 町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番 号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考
11A			1	112224A	A-1市			112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			2	112224A	A-1市			112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			3	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	19990101	20131010	A			1	N	
11A			4	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20130101	20131010	A	3		1	N	
11A			5	112224A	A-1市			112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20131010	A			1	N	
11A			6	112224A	A-1市			112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140110	B			1	1	
11A			7	112224A	A-1市			112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140201	B			1	2	



③'施設所在市区町村

「施設所在市区町村」は、受け取った別紙様式3を取りまとめて「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)を作成し、「施設所在市区町村管理番号」欄を記入する。

施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体 管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区 町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市 区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名 (カタカナ)	性別	生年月日 (西暦)	入所等年月日 (西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層区 分等	備考
11A			1	112224A	A-1市		1	112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			2	112224A	A-1市		2	112020A	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	1	20110101	20131010	A			1	N	
11A			3	112224A	A-1市		3	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	19990101	20131010	A			1	N	
11A			4	112224A	A-1市		4	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20130101	20131010	A	3		1	N	
11A			5	112224A	A-1市		5	112062A	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20131010	A			1	N	
11A			6	112224A	A-1市		6	112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140110	B			1	1	
11A			7	112224A	A-1市		7	112071A	A-4市			〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇	2	20110101	20140201	B			1	2	

I-(2) 施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ
(情報整理期間以降(平成29年1月7日以降)に入所等した場合)

①措置等自治体

「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地			施設入所等児童等										通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以降 B1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考
11A			8	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B			1	1	
11A			9	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B			2	2	
11A			10	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20170110	B			1	1	
11A			11	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20170110	B	3		1	1	
11A			12	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170201	B			2	2	
11A			13	112224A	A	A-1市		112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170211	B			2	1	
11A			14	112224A	A	A-1市		112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170217	B			2	2	

「区分」……「入所等年月日」の日付が平成28年1月2日以降である場合は「B」を記入する。

「子である児童」……基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合について、「その子である児童」の「子である児童」欄に、「児童等である父又は母」の「措置等自治体管理番号」欄の番号を記載することで、親子関係を確認する。

②措置等自治体→住民票所在市区町村

「措置等自治体」は、①の別紙様式3から、「施設所在地」に関する情報を削除して、それぞれ「住民票所在市区町村」にメールで送付する。

措置等自治体				住民票所在地			施設入所等児童等連絡票(入所等)										通信欄	
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以 降 B1月2日以 降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考
11A			8	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B				2	
11A			9	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B				2	

施設入所等児童等連絡票(入所等)																		
措置等自治体				住民票所在地			施設入所等児童等										通信欄	
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以 降 B1月2日以 降	子である 児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分 等	備考
11A			10	112020A	A	A-3市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20170110	B					
11A			11	112020A	A	A-3市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20170110	B	3			1	
11A			12	112020A	A	A-3市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170201	B				2	

施設入所等児童等連絡票(入所等)																		
措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等							通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以降 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考
11A			13	112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170211	B				2	
11A			14	112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170217	B				2	

③住民票所在市区町村

「住民票所在市区町村」は、②の別紙様式3が到達した時点で、施設入所等児童等に係る給付金の支給決定通知がされていない場合には、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給停止処理を講じ、「支給先管理リスト」に記載する。

「住民票所在市区町村」は、支給決定処理を講じた場合は、別紙様式3の「支給停止処理結果等」欄に「1」を、既に支給決定通知されていることにより支給停止処理を講じることができなかった場合は、同欄に「2」を記入する。

支給先管理リスト(住民票所在市区町村)																			
措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以前 B1月2日以後	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分	備考	
11A			8	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B			1	2		
11A			9	112020A	A	A-2市	2	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B			1	2		

④住民票所在市区町村→措置等自治体

「住民票所在市区町村」は、支給停止処理を講じることができなかった場合も含めて、別紙様式3に上記③の支給停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」へメールで送付する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)																			
措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1 月1日以降 B1 月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考	
11A			8	112020A	A	A-2市	2	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B			1	2		
11A			9	112020A	A	A-2市	2	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B			1	2		

⑤措置等自治体→施設所在市区町村

③において「住民票所在市区町村」が支給停止処理を講じたか否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、支給停止処理の結果を、別紙様式3「施設所在地」欄を再度挿入したものにより、「施設所在市区町村」へメールで送付する。

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地			施設入所等児童等										通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以降 B1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考
11A			8	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B			1	1	
11A			9	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B			1	1	
11A			10	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20170110	B			1	1	
11A			11	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20170110	B	3		1	1	
11A			12	112224A	A	A-1市		112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170201	B			1	2	
11A			13	112224A	A	A-1市		112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170211	B			2	1	
11A			14	112224A	A	A-1市		112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170217	B			2	2	

⑥施設所在市区町村

「措置等自治体」から⑤の送付を受けた「施設所在市区町村」は、③において支給停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に記載し、「施設所在自治体管理番号」欄に通し番号を記入する。

措置等自治体				施設所在地			住民票所在地			施設入所等児童等										通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A1月1日以降 B1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金附帯区分等	備考
11A			8	112224A	A	A-1市	1	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170120	B			1	1	
11A			9	112224A	A	A-1市	2	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20170202	B			1	1	
11A			10	112224A	A	A-1市	3	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20170110	B			1	1	
11A			11	112224A	A	A-1市	4	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20170110	B	3		1	1	
11A			12	112224A	A	A-1市	5	112020A	A	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170201	B			1	2	
11A			13	112224A	A	A-1市	6	112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170211	B			2	1	
11A			14	112224A	A	A-1市	7	112021A	A	A-4市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20170217	B			2	2	

I-(3) 施設入所等児童等が入所等した際の連絡の流れ
(I-(1)のうち情報整理期間中(平成29年1月6日まで)に退所等した場合)

①措置等自治体→施設所在市区町村
「措置等自治体」は、別紙様式3の「施設入所等児童等」欄の「備考」欄に「(退所等した年月日(西暦))退所等」を併せて記入し、これを「施設所在市区町村」に対してメールで送付する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112224	A県	A-1市		112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20151010	A		20161230退所等	1	N	

②施設所在市区町村
①の送付を受けた「施設所在市区町村」は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)を作成し、併せて「通信欄」の「備考」欄に「削除扱い」と記入することにより、「施設入所等児童等リスト」から削除扱いとする。(当該施設入所等児童等について施設から申請があっても支給しない。)

施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112224	A県	A-1市	1	112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20151010	A		20161230退所等	1	N	削除扱い

①'措置等自治体→住民票所在市区町村
「措置等自治体」は、①と同様に別紙様式3を作成し、施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に対してメールで送付する。

「施設所在地」欄を削除

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20151010	A		20161230退所等		N	

②'住民票所在市区町村
①'の送付を受けた「住民票所在市区町村」は、「支給先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)を作成し、併せて「通信欄」の「備考」欄に「削除扱い」と記入し、当該施設入所等児童等を削除扱いとする。(当該施設入所等児童等について、その保護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行い、支給する。)以降は、保護者から施設入所等児童等の給付金に係る代理申請があった場合、当該保護者に支給決定する。

支給先管理リスト(住民票所在市区町村)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112020	A県	A-2市	1	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20151010	A		20161230退所等		N	削除扱い

Ⅱ 施設入所等児童等が退所等した際の連絡の流れ (情報整理期間以降(平成29年1月7日以降)に退所等した場合)

①措置等自治体→施設所在市区町村

「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後に施設入所等児童等が退所等したときは、当該施設入所等児童等の情報を別紙様式4に記入するとともに、「施設入所等児童等」欄の「備考」欄に「(退所等した年月日(西暦))退所等」と記入し、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)をメールで送付することにより、退所等した施設入所等児童等に係る給付金が既に支給決定されていないか照会する。

施設入所等児童等連絡票(退所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112224	A県	A-1市		112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20141010	A		20170130退所等	1	N	

②施設所在市区町村

①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)の「施設入所等児童等」欄の「備考」欄に退所等の年月日を記入し、「施設入所等児童等リスト」から削除扱いとする。(別紙様式1の「通信欄」の「備考」欄に「削除扱い」と記入する。)

施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112224	A県	A-1市	1	112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20141010	A		20170130退所等	1	N	削除扱い

③施設所在市区町村→措置等自治体

「施設所在市区町村」は、「措置等自治体」に対し、別紙様式4により、施設入所等児童等に係る給付金が支給決定されているか否かを回答する。
具体的には、「通信欄」の「備考」欄に、支給決定されている場合は「支給決定済」と記入し、支給決定されていない場合は「未支給決定」と記入とする。

施設入所等児童等連絡票(退所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112224	A県	A-1市		112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20141010	A		20170130退所等	1	N	未支給決定

④措置等自治体→住民票所在市区町村

「措置等自治体」は、③で送付を受けた施設入所等児童等に係る給付金の支給決定に関する状況を、**施設所在地に関する情報を削除した別紙様式4**により、「住民票所在市区町村」に対して連絡する。

「施設所在地」欄を削除

施設入所等児童等連絡票(退所等)

措置等自治体				住民票所在地				施設入所等児童等							通信欄			
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112020	A県	A-2市		〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20141010	A		20170130退所等	1	N	未支給決定

⑤住民票所在市区町村

「施設所在市区町村」において施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合、④の提供を受けた「住民票所在市区町村」は、「支給先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)の「施設入所等児童」欄の「備考」欄に退所等年月日を転記するとともに、「通信欄」の「備考」欄に「削除扱い」と記入し、当該施設入所等児童等を削除扱いとする。
以降は、保護者から施設入所等児童等の給付金に係る代理申請があった場合、当該保護者に支給決定する。

支給先管理リスト(住民票所在市区町村)

措置等自治体				住民票所在地			施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11	A県		1	112020	A県	A-2市	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20141010	A		20170130退所等	1	N	削除扱い

Ⅲ 基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合の課税状況の確認に係る連絡の流れ

①施設所在市区町村→措置等自治体

基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る給付金の申請を受けた「施設所在市区町村」は、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により、「措置等自治体」に対してメールで送付し、当該児童等に係る施設徴収金の階層区分等について照会する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11A県			8	112224A県	A-1市		1	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160301	B			1		
11A県			9	112224A県	A-1市		2	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160310	B			1		
11A県			10	112224A県	A-1市		3	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20160315	B			1		
11A県			11	112224A県	A-1市		4	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20160320	B	3		1		
11A県			12	112224A県	A-1市		5	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20160325	B			1		



②措置等自治体

①の照会を受けた「措置等自治体」は、照会のあった施設入所等児童等の平成28年度分の施設徴収金の階層区分等を確認する。

「措置等自治体」は、施設入所等児童等の施設徴収金の階層区分等が、市町村民税非課税世帯に適用されるものである場合は、別紙様式3の「通信欄」の「徴収金階層区分等」欄に「1」を記入し、それ以外の場合は同欄に「2」を記入する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等								通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考
11A県			8	112224A県	A-1市		1	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160301	B			1	1	
11A県			9	112224A県	A-1市		2	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160310	B			1	1	
11A県			10	112224A県	A-1市		3	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20160315	B			1	1	
11A県			11	112224A県	A-1市		4	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20160320	B	3		1	1	
11A県			12	112224A県	A-1市		5	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20160325	B			1	2	



③措置等自治体→施設所在市区町村

「措置等自治体」は、別紙様式3により、「施設所在市区町村」に回答する。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

措置等自治体				施設所在地				住民票所在地				施設入所等児童等										通信欄		
団体コード	都道府県名	市区町村名	措置等自治体管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	施設所在市区町村管理番号	団体コード	都道府県名	市区町村名	住民票所在市区町村管理番号	氏名(漢字)	氏名(カタカナ)	性別	生年月日(西暦)	入所等年月日(西暦)	区分 A:1月1日以前 B:1月2日以降	子である児童	備考	支給停止 処理結果等	徴収金階層 区分等	備考		
11A県			8	112224A県	A-1市		1	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160301	B			1	1			
11A県			9	112224A県	A-1市		2	112020A県	A-2市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	1	20110101	20160310	B			1	1			
11A県			10	112224A県	A-1市		3	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	19990101	20160315	B			1	1			
11A県			11	112224A県	A-1市		4	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20130101	20160320	B	3		1	1			
11A県			12	112224A県	A-1市		5	112062A県	A-3市			〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	2	20110101	20160325	B			1	2			



④施設所在市区町村

③の回答を受けた「施設所在市区町村」は、当該情報に基づき審査する。